

万引きは犯罪

万引きを

しない

させない

見逃さない

万引きは、**10年以下の懲役**、または、**50万円以下の罰金**です。
(刑法第235条)

高齢者の万引きが
大きな問題になっています。

高齢者の万引きは、地域との関わりが、希薄になっていることが原因とされています。

- ① 高齢者の地域奉仕活動等への参加を促し、生きがいを見つけ、地域との関わりが実感できるようになることが重要です。
地域の方々が、高齢者が積極的に活動等に参加できるような環境をつくってあげることも大切です。
- ② 地域住民による高齢者訪問等を通じて、社会からの孤立を防ぐようにしましょう。
例えば、一人住まいの高齢者がいる場合、声かけをする、地域の情報を伝えてあげる等、地域との関係が途切れてしまわないようにすることが重要です。

子供の万引き対策

- ① 家庭で、「万引きは、犯罪である。」との意識づけをするよう心がけましょう。
- ② 金銭は、計画的に使うよう教えることも重要です。